

緊急支援物資輸送に関する災害協定の運用に関する考察 A Study on Operations of Agreement in Disaster Relief Logistics

○西脇 文哉・畑山 満則・伊藤 秀行

○Fumiya NISHIWAKI, Michinori HATAYAMA, Hideyuki ITO

In the 2016 Kumamoto earthquake, Japanese government, Kumamoto prefecture and local governments in Kumamoto operated disaster relief logistics based on Basic Act on Disaster Control Measures and Disaster Relief Act. However, it is often pointed out that some evacuees were not provided relief supplies timely. In our survey, it is suggested that one reason for this problem is disaster relief agreement for logistics have not worked well. In this research, we examine what local governments should negotiate with logistics companies and how they operate the disaster relief logistics agreements.

1. はじめに

2016年に発生した熊本地震では国や熊本県、県内市町村は災害対策基本法や災害救助法に基づき避難者に対して緊急物資支援を行った。しかし、被災者のもとにタイムリーに支援物資が届かなかったという問題が指摘されている。このような緊急支援物資に関する問題は過去の大災害においても度々指摘されており、様々な対応策が検討され、民間企業や関連団体との緊急支援物資輸送に関する災害支援協定が締結されている。

熊本県や県内各市町村も熊本地震の発生前に熊本県トラック協会などと災害時の物資輸送に関する協定を結んでいた。しかし、熊本地震における調査によれば、緊急支援物資輸送に関する協定が十分に機能しなかったことが物資輸送オペレーションに混乱が生じた一因であることが示唆された。

本研究では、行政と物流事業者・団体間の物資輸送に関する災害支援協定において、事前に取り決めておくべき内容と発災後の運用プロセスについて考察を与えることを目的とする。

2. 熊本市における支援物資流動の実態と問題点

熊本市では、発災直後から4月25日まで各区の職員が公用車を用いて輸送を行った。4月25日から5月2日まで自衛隊、5月2日から5日は熊本県トラック協会、6日以降は無償で輸送すると申し出た佐川急便が輸送を担った。

前節で述べたように、熊本市は熊本県トラック協会と災害時の物資輸送協定を結んでおり、熊本市からの要請に応じて生活必需品や資機材等の輸

送業務、がれきの輸送などの応急対策業務、物流専門家によるアドバイザー業務を実施することとなっており、物資輸送を依頼することは可能であったと考えられる。しかし、ヒアリング調査によれば熊本市はトラック協会に対して輸送を依頼したが、協会側から被災して提供できないという返答があったことが明らかになった。一方で協会は熊本市に対して輸送を申し出たが不要であると断られたと述べている。このように発災後のコミュニケーションの齟齬が協定に基づく支援を実施できなかった要因の一つであると考えられる。また費用負担について、佐川急便が無償で支援を申し出たことから熊本市はトラック協会ではなく佐川急便に依頼したが、実際には費用請求されたことと熊本市の担当者が述べていた。このことから、費用に対しても解釈の違いがあったことがわかる。

・区拠点→避難所の輸送(熊本市と熊本県トラック協会)

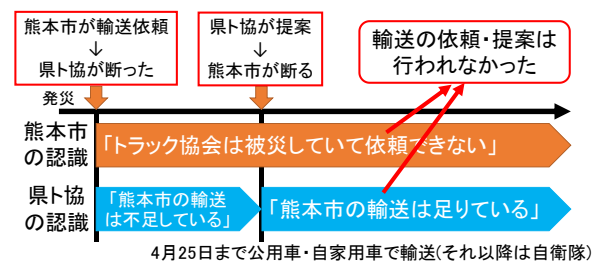


図1: 熊本市と熊本県トラック協会間のコミュニケーション・解釈の流れ

以上の問題点を踏まえ、民間企業や団体による協定に基づいた円滑な支援に必要な事前の検討項目及び運用方法について検討する。